

規 則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第23条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時（次のいずれか1日）	年 月 日 時
	年 月 日 時
	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当課所	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様は第百二十三号中「不服申立てについて」や「審査請求について」及び「第41

条」や「第42条第1項」及び「同条例第42条」や「同条例第3項」及び「第41

不服申

立ての内容

や

審査請求の内容

及び

不服申立てがあった日

や

「審査請求があった日

」を定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。